

四半期報告書の訂正報告書

(第47期第1四半期)

自 平成23年4月1日

至 平成23年6月30日

株式会社シーボン

東京都港区六本木七丁目18番12号

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月14日
【四半期会計期間】	第47期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社シーボン
【英訳名】	C' B O N C O S M E T I C S C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 靖代
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木七丁目18番12号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	（044）979-1234（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部担当 諏佐 貴紀
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市宮前区菅生一丁目20番8号 （シーボンパビリオン<メインオフィス>）
【電話番号】	（044）979-1234（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部担当 諏佐 貴紀
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年8月12日に提出いたしました第47期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第4 経理の状況

1 四半期財務諸表

会計方針の変更等

追加情報

注記事項

（1株当たり情報）

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

（訂正前）

回次	第46期 第1四半期 累計期間	第47期 第1四半期 累計期間	第46期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高（千円）	3,837,117	3,562,022	14,639,366
経常利益（千円）	458,719	293,660	1,397,662
四半期（当期）純利益又は四半期純損失 （△）（千円）	169,771	△293,725	674,969
持分法を適用した場合の投資利益（千 円）	—	—	—
資本金（千円）	449,547	449,547	449,547
発行済株式総数（株）	4,243,000	4,243,000	4,243,000
純資産額（千円）	8,377,331	8,213,002	8,740,111
総資産額（千円）	10,865,611	10,412,980	11,031,696
1株当たり四半期（当期）純利益金額又 は1株当たり四半期純損失金額（△） （円）	40.01	△69.23	159.08

潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	—	—	159.01
1株当たり配当額(円)	—	—	90.00
自己資本比率(%)	77.1	78.8	79.2
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	29,803	△927,232	1,179,301
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△58,051	△558,329	△302,980
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△162,080	△197,806	△446,877
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(千円)	2,835,935	1,772,336	3,455,706

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかるとの主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は持分法を適用すべき重要な関連会社を有しておりませんので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
4. 第46期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第47期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
6. 四半期財務諸表等規則第4条の2第2項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

(訂正後)

回次	第46期 第1四半期 累計期間	第47期 第1四半期 累計期間	第46期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	3,837,117	3,562,022	14,639,366
経常利益(千円)	458,719	293,660	1,397,662
四半期(当期)純利益又は四半期純損失 (△)(千円)	169,771	△293,725	674,969
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	—	—	—
資本金(千円)	449,547	449,547	449,547
発行済株式総数(株)	4,243,000	4,243,000	4,243,000
純資産額(千円)	8,377,331	8,213,002	8,740,111
総資産額(千円)	10,865,611	10,412,980	11,031,696
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	40.01	△69.23	159.08

潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	90.00
自己資本比率（%）	77.1	78.8	79.2
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	29,803	△927,232	1,179,301
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△58,051	△558,329	△302,980
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△162,080	△197,806	△446,877
現金及び現金同等物の四半期末（期末） 残高（千円）	2,835,935	1,772,336	3,455,706

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は持分法を適用すべき重要な関連会社を有しておりませんので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
4. 第46期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第47期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
6. 第47期第1四半期会計期間より潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。これにより、第46期事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
7. 四半期財務諸表等規則第4条の2第2項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

第4【経理の状況】

1【四半期財務諸表】

(訂正前)

【追加情報】

省略

(訂正後)

【会計方針の変更等】

当第1四半期累計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日)

(会計方針の変更)

当第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

この適用により、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、ストック・オプションの権利行使により払い込まれた場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含めて算定しております。

なお、この変更による影響はありません。

【追加情報】

省略

【注記事項】

(1株当たり情報)

(訂正前)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

表省略

(注) 省略

(訂正後)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

表省略

(注) 省略

(会計方針の変更)

当第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、ストック・オプションの権利行使により払い込まれた場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含めて算定しております。

なお、この変更による影響はありません。